



本部町景観計画〔概要版〕

平成二十三年三月 本部町

序章

1. 計画策定の背景と目的

計画策定の背景

平成15年7月、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景を失わせたことを反省し、官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。これらを受けて、平成16年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本町においては、町民及び事業者、行政との協働により、町民の共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと引き継いでいくため、景観法第8条に基づく景観計画として、本計画を策定しました。

計画の目的

本計画は、本町における景観特性、本町が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

第 I 章 本部町における景観の特性と課題

1. 本部町の景観の特性（景観要素）

景観特性の分類

景観要素大分類	景観要素小分類	景観要素の内容
自然的景観	山並み・山間部の景観	八重岳や円錐カルスト地域等の山並み景観
	河川景観	満名川や大井川等の河川景観
	海岸景観	良好な自然海岸景観
	島々の景観	瀬底島、水納島、伊江島等、島々の眺め
	ゆうもどろの景観	夕陽が創り出すゆうもどろの景観
	農業景観	輪キクやミカン類、サトウキビ等の農業景観
集落・市街地景観	集落景観	備瀬集落に代表される緑豊かな集落景観
	市街地景観	町宮市場周辺の生活・暮らしの景観
	歴史・文化的景観	歴史を感じさせる瀬底土帝君や拝所等
	祭りの景観	シニーグや豊年祭等の祭り・伝統祭事の景観
交流・シンボル景観	観光施設景観	観光・レクリエーション施設の景観
	道路・橋梁景観	国道・県道等の観光ルートの道路・橋梁景観
	港の景観	本部港や漁港等、港の景観

自然的景観

①山並み・山間部の景観



円錐カルスト地域の山並みは、本町を代表する自然景観のひとつであり、周辺の農地や集落と調和した美しい景観を形成しています。



八重岳は、日本一早い桜まつりが開催される等、観光の拠点でもあります。町内のみならず周辺市村からもその頂を眺めることができ、広域的なシンボル景観として捉えることが出来ます。

②河川景観



満名川は並里の山林から、農地を潤し、市街地、港へと良好な河川空間を形成しています。古くは流域に開けた低地に満名タープクと呼ばれる稲作地帯が広がっていました。



大井川は、伊豆味の山林から、集落内を通り抜け、今帰仁村へと流れる二級河川です。伊豆味の集落内では潤いある景観を創出しています。

③海岸景観



本町の北部において良好な自然海岸がみられ、地域住民及び観光客の憩いの場として広く利用されています。



瀬底の自然海岸は、現在、リゾート開発が進められており、整備にあたっては周囲の景観との調和に配慮した建築物等の意匠や形態、配置が求められます。

④島々の景観



本町は、瀬底島及び水納島の島しょを有し、海岸や丘陵地から西の海への眺望は特徴があり魅力的です

⑤ゆうもどろの景観



本町の西側に広がる東シナ海へ沈む夕陽が作りだす幻想的で美しい景観は、本町の代表的な景観資源です。

季節によって沈む方向が異なり、瀬底島や水納島、伊江島と夕陽が織りなす美しい景観は、「ゆうもどろ」の景観と称しています。

①集落景観



備瀬・瀬底・山川・豊原・具志堅・新里・崎本部等の集落については、緑豊かなフクギの屋敷林や石垣、瓦屋根住宅が多く残っています。伝統的な集落の風景をみることができます。



大堂や山里の集落は、円錐カルストに囲まれた山間部に散在しています。円錐カルストを背景に、農地と小規模な集落が調和し、落ち着いた景観を醸(かも)し出しています。

②市街地景観



谷茶や渡久地の市街地については、港を中心とした独特の景観を有しています。特に、港と市街地、さらに満名川へとつながる風景は他の地域にはみられない港町の風情を感じさせます。



渡久地の町営市場周辺は本町の中心的市街地であり、地域住民の工夫と試行錯誤で活性化に向けた動きを見せています。市場に並ぶ農産物や海産物、それを求める地域住民や観光客等人びとの生活文化が作りだすにぎわいのある景観の再生が今後の課題です。

③歴史・文化的景観



瀬底土帝君は国指定の重要文化財(建造物)に指定されています。周辺の樹木、石積み等と一体となって、歴史を感じさせる景観を形成しており、本町を代表する歴史的景観要素です。

④祭りの景観



具志堅、備瀬、伊野波、辺名地等の地域で行われるシニーグ、伊豆味、備瀬、瀬底、渡久地等で行われる豊年祭等の多くの伝統的な祭りが現在に伝承されています。



本町では、海洋博公園サマーフェスティバル、本部八重岳桜まつり、本部海洋まつり等の現代の活気ある祭りが開催され、にぎわいのある空間を形成しています。

①観光施設景観



国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、年間約350万人の観光客が訪れる国営公園であり、本町のみならず、沖縄本島北部地域の観光拠点となっています。



八重岳桜の森公園は、八重岳中腹に位置し、日本一早い桜まつりの会場です。まつりのシーズンには多くの観光客が訪れる観光の拠点であり、八重岳の桜は、本町を代表する景観の一つとなっています。

②道路・橋梁景観



国道449号は、本町西海岸の主要幹線道路であり、観光ルートでもあります。良好な海岸景観を望むことができ、近年、整備が進み、ゆとりある歩道やロードパーク等も整備されており、良好な道路景観を備えつつあります。



県道115号線は、本町東側の山間部を通る本町の市街地と今帰仁城跡を結ぶ幹線道路であり、円錐カルスト地域の特徴的な山々を眺めることができ、観光ルートとしても重要であります。



本部大橋は、本部港(渡久地地区)をまたぐ国道449号の大規模な橋梁であり、港周辺の景観にとって重要なシンボリック要素となっています。



瀬底大橋は、本町の西海岸の広い地域から眺めることができます。海の青と島の緑に映える白い瀬底大橋は、本町を代表するシンボル景観となっています。

③港の景観



本部港(本部地区)は伊江島への定期フェリー一、那覇～鹿児島航路の大型フェリーが毎日寄港し、北部地域の流通港として機能しています。



本部港(渡久地地区)は、市街地の景観、満名川の河口の風景と調和した独特の港町の風景を形成しています。

第Ⅱ章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の指定

本町においては、各地域にみられる多種多様な景観要素の保全、創出を図るため、景観法に基づく景観計画区域を本町全域とし、さらに本町の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域の礁縁（リーフエッジ）までを含むものとします。



2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観形成の将来像

本町の景観は、八重岳や円錐カルスト地域のムイ（森）等の豊かな山林、サンゴ礁や自然海岸を有する海岸域、満名川の流れる潤いのある景観、瀬底島や水納島と海が織りなす景観等、地形的な多様性に基づく豊かな自然景観を基本としています。

また、それらと調和した農地、フクギ屋敷林や石垣等伝統的な景観要素を有する集落景観、本部港（渡久地地区）の周辺においては港町のたたずまいを残した市街地景観や、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とした観光リゾート地域等の営（いとな）みの景観も本町の魅力のひとつです。

さらに、時間の経過とともに変化する海、島々、夕日が織りなすゆうもどろの景観に加え、長い歴史が培ったシニエグや村踊り等の祭りの景観等本町の文化的景観も魅力あるものとなっています。

このような本部町らしい多様で豊かな景観を守り、育み、再生・創造して、これらを次世代へより良い形で引き継ぐ観光・文化のまちとして、景観形成に関する将来像を以下のように定めます。

**ムイ（森）、川、海、豊かな自然と文化が薫る、
観光都市 美らまち本部**



デーサンダームイからの眺望

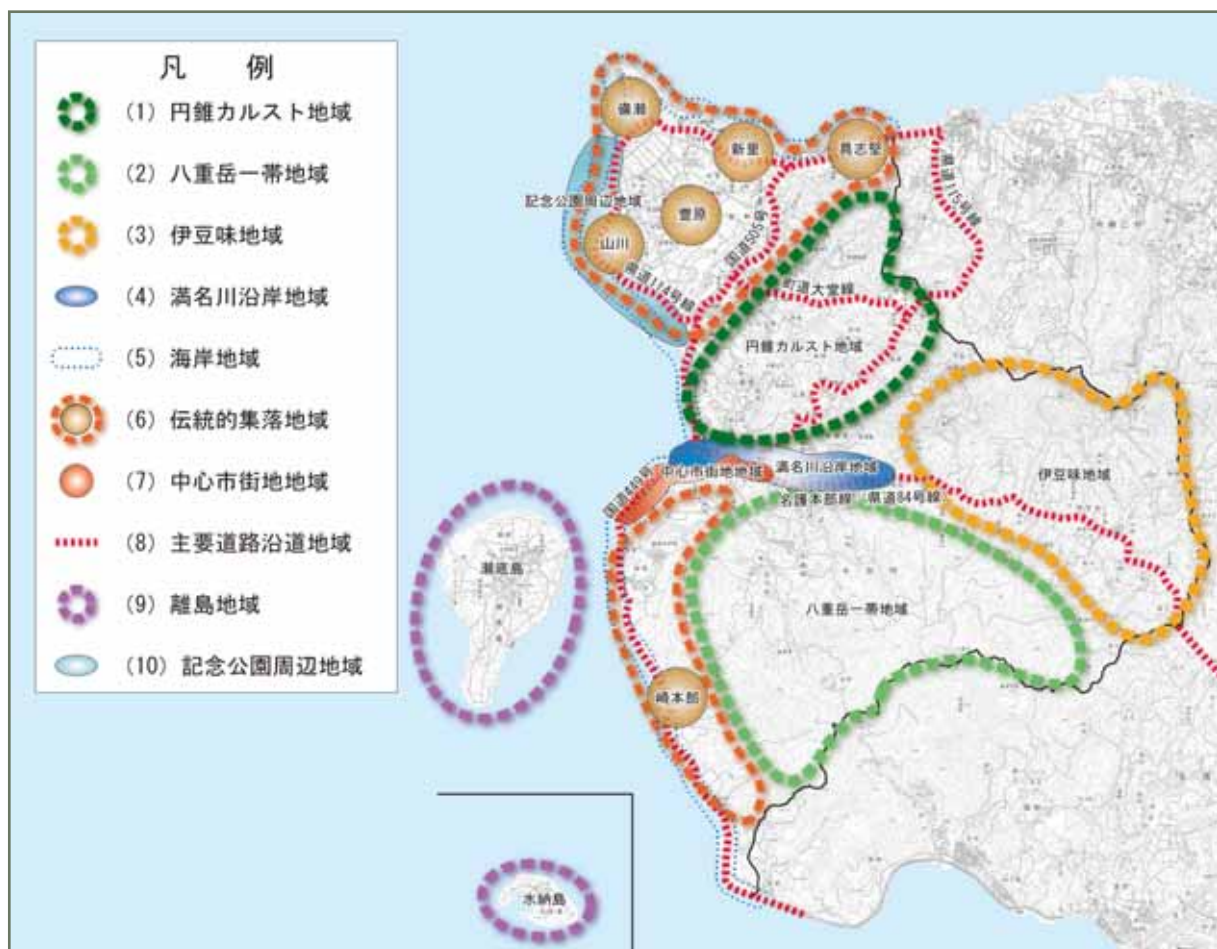
景観形成に関する基本方針

将来像を実現するため、本町における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めます。

- 1) 豊かで美しい自然景観を本町の景観形成の根幹とし、ムイ（森）、川、海を守り、育み、活かす景観形成に努めます。
- 2) 歴史・文化的要素を保全・活用し、より良い形で集落景観を次世代へ引き継ぎます。
- 3) 観光都市としての気品のある公共（交流）空間の景観形成に努めます。
- 4) 農業振興と連携した良好な田園景観の保全・創出に努めます。
- 5) 港・河川を活かした潤いと活力ある市街地景観の創出に努めます。

3. 地域の個性を活かした景観形成方針

地域の個性を活かした良好な景観づくりに向けて、本町の景観を以下の10地域に類型化し、景観形成方針を定めます。



4. 景観形成重点地区

良好な景観の保全や創出に向けて、より先行的に取り組むべき地区として以下を景観形成重点地区として位置付けます。また、下記以外の地区は一般地区とします。

記念公園周辺地区

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とした地区は、観光リゾート施設が立地しており、本町の観光振興の拠点となる地区です。したがって、良好な景観形成を図るため、多様な景観誘導策を重点的に講じる必要があります。一方、観光振興の側面及び同地区の地形的状況を勘案すると一律な数値を示し制限する手法よりも現場の現状に応じた景観形成に向け、定性的な基準の設定や運用を図る必要があります。

備瀬地区

備瀬集落は、豊かなフクギ並木の屋敷林や石垣、瓦屋根の木造住宅が残る本県を代表する伝統的集落であり、その西側の備瀬崎の海岸は豊かな自然景観を有しています。これらの景観は本町の原風景の一つであり、今後、後世へ引き継ぐべきものであります。したがって、備瀬集落一帯の良好な集落景観・自然景観の保全及び活用を推進します。



第三章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画・景観条例の手続き

行為の規模及び種類を確認して、計画や設計を進めてください。景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届出対象行為、景観形成基準について記載しています。

■ 景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ

